高松第一高等学校生徒用端末導入に係る

提案公募実施要領

令和6年10月 高松第一高等学校

1 禁止事項及び要請事項

本提案公募実施要領の受領者に対して、「高松第一高等学校生徒用端末導入」に関する提案の作成以外の目的で、本要領及び別紙に含まれる一切の内容の複写・引用・参照を行うこと、及び第三者に対して伝達すること、又は閲覧させることを禁止します。

さらに、本禁止事項の不履行によって生じる事態が、将来においても一切発生することがないよう、本要領及び別紙に含まれる内容を管理することを要請します。

2 業務の概要

(1) 件名

高松第一高等学校生徒用端末導入

(2) 目的·内容

「高松第一高等学校生徒用端末導入提案仕様書」のとおり

(3)端末導入履行期限

令和7年3月31日

(4) 参考事業規模額

27,000千円(消費税及び地方消費税額を含む。)

この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではありません。

なお、本件は、高松市の「高松第一高等学校端末購入補助金」を活用することから、見積 に当たっては、当該補助金を差し引いた額で算定を行うこと。

3 参加資格要件

本提案公募に参加できる者は、提案書提出期限から履行期限までの全期間にわたって、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 申請日現在、電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者若しくは総務省に販売代理店として届出を行っている者であること。
- (2) 国又は地方公共団体と本業務に類似した契約を締結し、かつ、その全てを誠実に履行した 実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でない こと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て(同法附則第3条に規定する申立てを含む。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第2条に規定する申立てを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱(平成24年高松市 公示第403号)による指名停止を受けていないこと。

4 提案公募関係資料の配布

- (1)配布資料
 - ア 本要領
 - イ 仕様書
 - ウ 申請関係様式
 - (ア) 参加表明書(様式第1号)
 - (イ) 会社概要書(様式第2号)
 - (ウ)業務実績書(様式第3号)
 - (エ) 質問及び回答書(様式第4号)
 - (才)業務実施体制(様式第5号)
 - (カ) 見積書(様式第6号)
 - (キ)辞退届(様式第7号)

(2)配布方法

高松第一高等学校ホームページ上からのダウンロードによる

5 参加表明書等の提出

(1)提出書類

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を 提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号)

- ※ 会社名等を記載し、代表者印を押印すること。
- イ 会社概要書(様式第2号)
- ウ 業務実績書(様式第3号)
 - ※ 本業務に類似した内容の業務経歴を記載すること。ただし、発注者は、国及び地方 公共団体に限る。
 - ※ 記載した業務の契約書等、業務実績が客観的に把握できる書類の写しを添付すること。

令和5年~令和7年物品・委託・役務の提供等入札参加者名簿に登載されていない者が参加 する場合は、あわせて次の工及びオを添付すること

- 工 履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)
- オ 直近年度の国税(法人税及び消費税等)及び市町村税の納税証明書(滞納がないことが 確認できるもの)
- (2) 提出部数

(1)のア~ウ又はア~オを各1部

(3)提出方法

持参又は郵送(配達の記録が残る方法に限る。)により、「(5)提出場所」に提出すること。

(4) 提出期限

令和6年10月16日(水)午後5時まで

- ※ 受付時間は、提出期限までの市の執務時間(日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで。)とする。
- ※ 郵送の場合は、提出期限までに到着したものに限り受理する。 なお、提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合、又は参加資格を有する旨の 通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出することはできない。
- (5) 提出場所

〒760-0074 香川県高松市桜町二丁目5番10号

高松第一高等学校

電話:087-861-0244

(6) 企画提案者の選定

企画提案の参加資格の有無については、令和6年10月18日(金)までに通知する。 なお、参加資格に該当した者には該当した旨を、該当しなかった者には、その理由を通知 する。

6 質問・問合せ及び回答

(1) 方法

本提案公募に関する質問・問合せは、質問及び回答書(様式第4号)を利用し、「高松第一高等学校生徒用端末導入」という件名にて、電子メールで提出してください。提案公募実施要領等受領者以外から、また電話及び口頭による質問・問合せは受け付けないものとします。

(2) 質問書受付期間

令和6年10月16日(水)午後5時まで

(3) 到着確認

電子メールの到着確認として、こちらへ届きましたら届いた旨のメールを返信します(午後5時以降及び閉庁日に受信したメールは翌開庁日)。到着確認のメールが届かない場合は、電話にてお問合せください。

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、問い合せた事業者名を伏せて、全参加表明事業者に電子 メールで回答します。回答は令和6年10月18日(金)まで随時行う予定ですが、遅れる 場合はその旨通知します。

(5) 問合せ先

高松第一高等学校

電話:087-861-0244

メールアドレス: ichikoh01@city.takamatsu.lg.jp

(6) 留意事項

次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③までの順番とし、これにより難い場合は、本市と受注者が協議して決めるものとする。

- 契約書
- ② 質問及び回答書
- ③ 仕様書

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書

ア 構成

- (ア)全体計画:基本姿勢、提案の趣旨、端末をクラウド環境に接続して利用することを 踏まえた情報セキュリティポリシーの考え方、実施計画、実施体制など が明確に記載されているか。
- (イ)企画提案:端末性能等、学習用ツール及び機能、先端技術等、導入支援、運用管理・保守などが明確に記載されているか。

機能一覧、先端技術等の対応状況や通信環境などについて、具体的な実現方法や対応状況等を記入したものを添付すること。

(ウ)付加提案:仕様書で示す以外に、運用サポートや教育環境の充実、既存の機器との 連携など、将来性のある効果的かつ魅力的な提案や、業務負担の軽減な どについて、具体的な提案が記載されているか。

イ 書式等

- (ア) 用紙サイズ: A 4 判(必要に応じてA 3 判も可)
- (イ) 原稿の向き:縦・横自由
- (ウ) 使用言語:日本語
- (エ) 記号・略称等の使用:初出の箇所に、記号・略称等の説明を記述すること。 なお、審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、審査の 結果に影響が出る可能性がある。

(オ) 表紙、目次を除き20ページ以内

ウ 提出部数

紙11部及びCD-R又はDVD-Rで1枚

なお、企画提案書は1部のみ提案者名を記載し、それ以外の10部については、提案者名を記載せず、かつ、容易に提案者が判別できないようにしてください。

(2)業務実施体制(様式第5号)

ア業務責任者を配置すること。

(3) 見積書(様式第6号)

ア 書式及び内容

書式は、見積書(様式第6号)を用いること。

- ※ 宛先は「高松市長」とし、件名は「高松第一高等学校生徒用端末導入」とする こと。
- ※ 導入に係る全ての費用(消費税及び地方消費税を含む。)を概算すること。 生徒用端末の支払は、毎月の均等払いとし、毎月末締め翌月払いとする。本件 の見積積算については、諸費用も含めて算出すること。

イ 提出部数

11部(正本1部、副本10部)

- ※ 「正本」とは、社名等の記載及び代表者印の押印のあるものを指す。
- ※ 「副本」とは、社名等の記載及び代表者印の押印のないものを指す。

ウ 留意事項

- (ア) 見積年月日、件名及び見積金額等を正確に記入すること。
- (イ) 金額の訂正は認めない。
- (ウ) 消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。
- (エ)消費税及び地方消費税については、税率10%で計上すること。
- (オ) 具体的な内容が不明なもの、明らかに経費対象とならないものが含まれる場合は、 再提出を求めることがある。

(4) 提出期限

令和6年10月29日(火)午後5時

(5) 提出先

〒760-0074 香川県高松市桜町二丁目5番10号

高松第一高等学校

電話: 087-861-0244

(6)提出方法

持参、郵送どちらでも可。ただし、郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により提出する こと。なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

8 辞退

参加を辞退する場合は、辞退届(様式第7号)を提出すること。

9 プレゼンテーション

本業務におけるプレゼンテーションを要請します。なお、1者の場合もプレゼンテーション を要請します。

(1) 実施予定日

令和6年11月5日(火)

※具体的な時間は別途通知します。

(2) 場所

高松第一高等学校 大会議室

(3) プレゼンテーションの時間

1者につき20分程度で、企画提案のポイント等を説明していただき、その後、20分間 の質疑応答を設けます。

(4) 内容

ア端末の特徴、セールスポイント等を中心に説明すること。

イ 企画提案のポイント等を含めても可とする。

(5) 留意事項

アプレゼンテーションに係る費用は提案者において負担すること。

イ プレゼンテーションに必要な機器 (パソコン等) は提案者が準備すること。

10 事業者の選定及び結果の通知

(1)審査基準

「高松第一高等学校生徒用端末導入に関する事業者選定基準」に基づき、提出された企画 提案内容についての審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を優先交渉権者とす る。なお、審査は非公開とする。

(2) 結果の通知

審査結果については、全ての提案者に対し書面を持って通知するとともに、高松第一高 等学校ホームページ上にて優先交渉権者名を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総得点については、高松第一高等学校窓口にて問い合わせることができる。なお、他の提案者の順位・総得点については、非公開とする。

また、審査結果についての異議等は認めないものとする。

(3) 次点繰上げ

優先交渉権者となった事業者との契約締結に関する交渉が合意に至らなかったとき、又は、 優先交渉権者となった事業者が契約締結までの間に「3 参加資格要件」の要件を満たさな くなったとき、若しくは事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、提案 評価第2位となった提案者から順に繰り上げて特定の相手方とする。 (4) 企画提案者が単独となった場合

企画提案者が1事業者のみの場合においても、審査において6割以上を獲得した場合には、 当該企画提案者を優先交渉権者とする。

(5)審査結果に対する問合せ等

審査結果に関する問合せ、異議の申立ては一切受け付けないこととする。

11 契約

優先交渉権者(契約候補者)は、本市と提案書を基に契約を前提とした仕様等の協議を行い、 改めて見積書を提出すること。この協議に基づき、契約書を作成する。

(1) 内容

契約の詳細については、仕様等協議の上で確定する。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

ア 受注者は、契約締結時に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はそれに代わるべき担保(高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項)を提供しなければならない。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当し、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

イ 契約保証金には利子を付さないものとする。

ウ 受注者は、契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。

12 決定の取消し

参加者及び契約候補者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加 資格又は契約候補者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2)「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、審査員又は関係者に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 11の協議が不調に終わった場合

13 提案公募の中止等

本校がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案 公募の実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、企画提案への参加者が損害を 受けることがあっても、本校はその責めを負わない。

14 スケジュール (予定)

内容	日 時	備考
本提案公募の公告	令和6年10月7日(月)	提案公募要領等は、本校ホームペー
		ジ上からダウンロードできます。
		・参加表明書及び応募資格に必要な
		書類(本公募要領「5 参加表明書等
参加表明書等提出及び	令和6年10月16日(水)	の提出」参照)を提出してください。
質問書受付期限	午後5時まで	・質問及び回答書 (様式第4号) を利
		用し、電子メールで提出してくださ
		V,
担宏公費に対する所明		その都度、全参加表明事業者に電子
提案公募に対する質問 回答	令和6年10月18日(金)	メールで回答するとともに、全体を
凹合 		本校ホームページに掲載します。
企画提案書等の提出期	令和6年10月29日(火)	① 提出方法:持参又は郵送
限	午後5時まで	② 提出先:高松第一高等学校
プレゼンテーション	令和6年11月5日(火)	開催日時、場所、留意事項等は別途通
	【予定】	知します。
優先交渉権者の決定	令和6年11月中旬	全ての企画提案者に通知します。
及び選定結果の通知	TTTHU 十11月 中刊	

15 不当要求行為の排除対策

受注者は、「高松市発注建設工事等の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)暴力団等(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)、暴力団関係者(暴力団員又は暴力団以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条1号に規定する暴力的不当行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)その他、不当要求行為(不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。)を行う全ての者をいう。)から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、受注者が下請業者から報告を受けた場合は、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

16 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を 踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間 (特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、 休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法 に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2)雇入れの日から起算して6月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、 最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定 労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の条件を明示した書面交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) 第1号から第5号までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、その他の関係 法規を遵守すること。

17 周知事項

(1) 市の内部公益通報制度

いるので、留意すること。

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができるものとする(同制度における通報方法:電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要あり)。

⇒ メールアドレス: naibu. tuho. shinsakai@dune. ocn. ne. jp 書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

- ※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に 関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約 監理課ホームページに掲載中。
- (2)「業務に関し不正又は不誠実な行為に該当する行為」を例示する告示の公表 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表第26号にある「業務に関し不 正又は不誠実な行為」ついて、これに該当する行為を例示する告示を次のとおり定め公表して

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止する場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用 連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事制度 運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個 人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為そ の他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
- (1)予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等の入札の公正を 害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

18 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。また、提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (5) 提出物のうち、特定されたものは、特定後一定の間、評価結果とともに公開することがある。

なお、選定されなかった企画提案書についても公開することがある。

- ※ 非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。この場合、企画提案書は公開しないが、「非公開を希望した旨」を公開する。ただし、公正性、透明性、客観性を期する必要がある場合は、この限りではない。
- (6) 本市から受領した資料は、本市の了解なく公表・使用することはできない。
- (7) 仕様書については、内容を逸脱しない範囲で、事業実施までに、特定された企画提案書に 応じた仕様書へと変更することがある。

以上